

2016年4月21日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

## 熊本地震により被災された皆さまに対する 特別な取り扱いについて

今回の熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 山内一洋)は、今回の地震により被災されたお客様の契約について、被災地の状況をふまえ、下記の通り追加の特別取り扱いを実施しております。

また、皆さまからのお問い合わせについては、通常のフリーダイヤルに加え、以下の地震により被害を受けられたお客様専用の窓口を設置いたしましたので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 《地震により被害を受けられたお客様専用フリーダイヤル》

コールセンター 0120-65-2269

※通話料無料、携帯・PHSからもご利用いただけます

平日8時30分～20時 土曜9時～17時(日祝除く)

主な特別な取扱いは以下の通りです。詳しくは専用フリーダイヤルにお問い合わせください。

<b>■ご契約を失効させない お取り扱い</b>	お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月延長する取り扱いを開始しておりますが、さらに特別取り扱いとして、お申し出がなかった場合においても、 <b>2016年10月31日</b> までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。 なお、 <b>11月1日</b> 以降、契約の継続をご希望される場合、 <b>10月31日</b> までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要があります。
<b>■保険金・入院給付金等のお支払い</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>┆ 災害死亡保険金・災害入院給付金等を地震による免責条項を適用せず全額お支払いいたします。</li><li>┆ 病院の事情により、早期退院して、臨時施設等で治療を受けた場合にも医師の証明書等に基づき入院としてお取り扱いをいたします。</li><li>┆ 病院の事情により、入院できず、臨時施設等で治療後に入院をした場合、被災日に入院開始したものとしてお取り扱いします。</li><li>┆ 請求書類について、被災地域での公的書類等の取得が困難な場合は、必要書類の省略・代用のお取り扱いをいたします。</li></ul>
<b>■特別取り扱いの期間</b>	ご契約を失効させないお取り扱いを除き <b>2016年7月31日</b> まで